

大阪府守口保健所運営協議会の委員名簿

(令和5年12月7日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
明石 吉弘	アカシ ヨシヒロ	守口市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
磯和 均	イソワ ヒトシ	門真市歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
梅村 正明	ウメムラ マサアキ	守口市議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
久木元 秀平	クキモト シュウヘイ	門真市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
齊藤 俊徳	サイトウ トシノリ	守口門真生活衛生協力会副会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
品川 幸子	シナガワ サチコ	門真エイフボランティアネットワーク会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
杉浦 哲朗	スギウラ テツロウ	関西医科大学総合医療センター病院長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
瀬野 憲一	セノ ケンイチ	守口市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
高島 久弘	タカシマ ヒサヒロ	大阪府守口警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
田中 実	タナカ マコト	守口市教育委員会教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
寺田 直生	テラダ ナオキ	守口市歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
中谷 英雄	ナカタニ ヒデオ	大阪府門真警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
西川 覚	ニシカワ サトル	門真市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
西田 薫	ニシダ カオル	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
博多 尚文	ハカタ ヒサフミ	守口市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
前元 喜邦	マエモト ヨシクニ	門真市社会福祉協議会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
松岡 雅信	マツオカ マサノブ	守口市社会福祉協議会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
宮本 一孝	ミヤモト カズタカ	門真市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
村田 博昭	ムラタ ヒロアキ	松下記念病院長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
森 美大	モリ ヨシヒロ	北大阪労働基準監督署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
泰江 まさき	ヤスエ マサキ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
山田 幸彦	ヤマダ ユキヒコ	守口市門真市消防組合消防長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
山中 英典	ヤマナカ ヒデノリ	門真市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
行武 弘江	ユキタケ ヒロエ	守口市エイフボランティアネットワーク副会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
吉川 義孝	ヨシカワ ヨシタカ	守口門真生活衛生協力会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
吉水 志晴	ヨシミズ ユキハル	門真市議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任

(五十音順)